

大和市告示第148号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月6日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年3月10日府子本第219号」を「平成28年7月20日付け府子本第474号」に、「から同年3月31日まで」を「以降」に改め、「実支出額」の次に「（ただし、既にこの項の規定により交付を受けた補助金がある場合は、その額を控除した額とする。）」を加える。

別表第1補助金の額又はその算定方法の欄中「2,305,000円」を「2,510,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に、「4,484,000円」を「4,577,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「60,000円」を「63,000円」に、「392,000円」を「399,000円」に、「176,000円」を「179,000円」に、「1,847,000円」を「1,900,000円」に、「128,000円」を「129,000円」に、「256,000円」を「258,000円」に、「384,000円」を「388,000円」に改め、同表備考第4項中「896,000円」を「904,000円」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。